

西宮市立子育て総合センター 親子サロン実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子供たちが自由に遊び、子供同士のかかわり合いを通して保護者同士もふれ合い、学び合い、支え合い、分かち合い、育ちあう場となること及び他の親子や親子サロンスタッフと気軽に話すことによって子育ての不安感や負担感、孤立感を軽減させることを目的に、子育て親子が集う常設の場として親子サロンを実施することについて、必要な事項を定める。

(実施場所)

第2条 親子サロンを次の場所において実施する。
西宮市立子育て総合センター（西宮市津田町3番40号）

(利用対象)

第3条 親子サロンの利用対象は、0歳から就学前の乳幼児とその保護者とする。ただし、実施する事業において必要な場合は、当該事業に限り妊婦及びそのパートナー等も利用対象に含めることができる。

(定員)

第4条 親子サロンの定員は80人とする。ただし、利用状況や職員の体制に応じて、定員数の特例として100人を上限として入室させ、利用させることができる。

(安全確保のための制限)

第5条 前条に規定する定員数に満たない場合であっても、安全確保のため必要があるときは、入室制限又は施設の利用制限、もしくはその両方を行うことができる。

(開室時間)

第6条 親子サロンの開室時間は、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休室日)

第7条 休室日は西宮市立子育て総合センター条例施行規則第4条第1項に準ずる。

(実施内容)

第8条 親子サロンでの実施内容は次のとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講座等の実施

(利用方法)

第9条 親子サロンの利用にあたっては、利用する乳幼児について子育て総合センター親子サロン利用申込書兼変更届又は子育て総合センター親子サロン利用申込書（きょうだい用）を提出しなければならない。

- 2 前項の申込に基づき、希望者については利用者カードを作成する。
- 3 利用者カードを作成しない者については、第1項の手続きを利用の都度行う。

(申込内容の変更)

第10条 前条第1項の申込内容に変更が生じた場合は、子育て総合センター親子サロン利用申込書兼変更届を提出しなければならない。

(有効期間)

第11条 利用者カードの有効期間は、利用者カード作成の日から就学前最後の3月31日までとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年3月1日から適用する。